

『子育て世代』や『親元同居・近居する人』の 住宅取得を応援します！

問企画財政課 企画係 ☎ 52-5803

子育て住まいる支援事業

町内に新たに住宅を新築・中古購入する人で、中学生以下の子を扶養している人に、地元で使える商品券5万円分を交付します。(加算要件に該当する場合は、基本交付額にさらに加算します。)

◇加算要件

- ①中学生以下の子を2人以上扶養している場合
 - ・2人 5万円分加算
 - ・3人以上 さらに5万円分加算
- ②町内に親世帯が5年以上在住しており、同居・近居する場合
→5万円分加算

- ③住民異動により町外から町内に転入する場合
→10万円分加算

◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
 - ②住宅の持分が申請世帯(親世帯を除く)の合計で2分の1以上であること。
- ※その他要件の詳細は、お問い合わせください。

お帰りなさい！親元同居・近居住宅取得応援事業

町内に住宅を新築・中古購入する人で、親世帯と新たに同居する人や町内に近居する人に、地元で使える商品券最大5万円分を交付します。(住民異動により町外から町内に転入する場合は、基本交付額にさらに10万円分加算します。)

◇対象者要件

- ①町内に新たに住宅を新築または購入する人
 - ②町内に親世帯が5年以上在住している人、または町内に子世帯が5年以上在住しており親世帯の住民異動により新たに同居を開始する人
- ※すでに同居している人は対象外です。

◇住宅要件

- ①住宅登記を完了していること。
- ②住宅の持分が子世帯の合計で2分の1以上であること。

共通事項

◇申請方法 企画財政課企画係での事前相談(申請対象者には面談後に書類を配布)

◇申請期間 令和2年4月～年度末まで(令和3年2月26日(金)までの事前相談が必要)

※登記完了後、**6か月以内に申請**してください。

◇注意事項 以下の人は対象外となります。

- ①平成27年度～令和元年度に実施した同事業(子育て世代住宅取得商品券交付事業を含む)で交付を受けた人
- ②国や地方公共団体が行う用地買収などでの新築や移転を行った人
- ③災害などに伴う保険給付により新築や移転を行った人
- ④増築や住宅改修を予定している人

※子育て住まいる支援事業と親元同居・近居住宅取得応援事業の併用はできません。

※山口県が実施する支援事業とは異なる事業です。

※詳細はお問い合わせください。